

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 5 年 度 第 5 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

平成25年9月13日（金曜日） 午後1時30分から午後5時00分まで

2 場 所

ウィングス京都 2階会議室1, 2

3 出席者

【建築審査会委員】

高田会長, 前田会長代理, 関川委員, 松本委員, 南部委員, 西嶋委員

【建築審査会事務局】

佐藤建築指導部長, 溝上建築指導課長, 林道路担当課長, 中山建築審査課長, 高木建築安全推進課長, 門川担当係長, 井上企画基準係長, 加藤道路第一係長, 竹内道路第二係長, 木下細街路対策係長, 澤木係員, 西坂係員

【参考人】

伊藤係員（消防局予防部）

【傍聴者】

0名

4 議事概要

(1) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成25年度第4回会議の議事録の承認

イ 次回会議日程について

(2) 包括同意案件に関する報告

府営住宅小栗栖西団地におけるエレベーター棟増築工事に係る日影許可

(3) 同意案件に関する報告

ア 京都会館再整備に係る日影許可

イ 京都駅北口タクシー降り場上家の新築に係る道路内建築物許可

ウ 左京区における美術館（収蔵庫）増築計画に係る用途許可

(4) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：左京区1件, 幼稚園：左京区1件）

(5) 包括同意案件に関する報告

ア 建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：東山区1件,）

イ 特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可

（専用住宅：北区1件, 右京区1件）

(6) 同意案件に関する報告

建築基準法第43条第1項ただし書許可

(飲食店：東山区1件 その他：伏見区1件 専用住宅：右京区2件)

(7) 「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（仮称）」について

(8) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：西京区1件）

(9) 建築基準法第42条に基づく新たな道路の指定について

(10) 包括同意案件に関する報告

ア 建築基準法第43条第1項ただし書許可

(専用住宅：左京区3件、右京区2件、北区1件、山科区1件、西京区1件、
共同住宅：伏見区1件)

イ 特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可

(専用住宅：右京区1件 共同住宅：左京区1件)

(11) 同意案件に関する報告

建築基準法第43条第1項ただし書許可

(共同住宅：右京区1件 専用住宅：右京区2件、中京区1件、長屋：右京区1件)

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議題（1）から（6）
- ・非公開：上記の議題（7）から（11）

6 審議内容

(1) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成25年度第4回会議議事録の承認

結果：承認

イ 次回会議日程について

次回の建築審査会会議を平成25年10月11日（金）の午後1時30分からウィングス京都で開催することとした。

(2) 包括同意案件に関する報告

[府営住宅小栗栖西団地におけるエレベーター棟増築工事に係る日影許可]

ア 報告の概要

建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく日影許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したもの。

報告番号	申請場所	申請者	用途
301	京都市伏見区小栗栖中山田町21番地の1ほか	京都府知事 山田 啓二	共同住宅

イ 報告の結果：了承

(3) 同意案件に関する報告

[ア 京都会館再整備に係る日影許可]

ア 報告の概要

前々回の建築審査会で同意した、建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく、京都会館再整備に係る日影許可について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
2	京都市左京区岡崎最勝寺町13番地	京都市長 門川大作	劇場, 店舗, 飲食店

イ 報告の結果：了承

[イ 京都駅北口タクシー降り場上家の新築に係る道路内建築物許可]

ア 報告の概要

前回の建築審査会で同意した、建築基準法第44条第1項第2号に基づく、京都駅北口タクシー降り場上家の新築に係る道路内建築物許可について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
3	京都市下京区塩小路下る東塩小路町911番ほか	一般社団法人京都府タクシー協会 会長 牧村史郎	タクシー降車場上家

イ 報告の結果：了承

[ウ 左京区における美術館（収蔵庫）増築計画に係る用途許可]

ア 報告の概要

前回の建築審査会で同意した、建築基準法第48条第1項ただし書に基づく、左京区における美術館（収蔵庫）増築計画に係る用途許可について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
4	京都市左京区	(個人)	美術館（収蔵庫）

イ 報告の結果：了承

(4) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：左京区1件、幼稚園：左京区1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9016	京都市左京区高野泉町6番97	株式会社 陽不動産販売 代表取締役 日下一雄	専用住宅
9017	京都市左京区上高野西明寺山30番6他2筆	学校法人雲母学園理事長 熊本マリ子	幼稚園

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

議案番号【9016】について

委員：本件は、3階建てだから個別に審議が必要ということですか。

処分庁：はい。2階建てであれば包括同意基準で許可できる内容です。

委員：交通上、安全上、防火上、衛生上の問題を考えて審議するということですね。

処分庁：そうです。

委員：本件の通路は幅員4m以上あるようですが、どのような性格の通路なのか。

処分庁：正確な経緯は不明ですが、元々は位置指定道路を想定して築造され、最終的に指定まで至らなかったものではないかと推定されます。

委員：何年頃に築造されたのですか。

処分庁：少なくとも適用時の平成11年以前からあったことはわかりますが、何年頃に築造されたかは把握していません。本件の通路以外の部分で、部分的に4m未満のところもありますので、指定できる基準には合ってなかったのではないかと思います。

会長：隣の共同住宅は木造3階建てとなっています。現地の写真を見ると2階建ての上にペントハウスが見えますが、この部分が3階ということですか。

処分庁：写真では判りにくいですが、現地で3階建てであることを確認しています。

委員：隣の3階建ての建物は、審査会で同意を得たものですか。

処分庁：本件通路の沿道では、平成11年に法43条ただし書が許可制度になって以降、許可した案件はありません。隣の3階建ての建物は、平成11年以前に、建築主事の個別の判断で建築確認がされたものと推定されます。

委員：道路ではないので、建築確認を取らずに建てたものではないですか。

処分庁：平成11年以前は、建築主事が法43条のただし書を判断していたので、主事の判断で建築確認を取った可能性はあります。

会長：平成11年以前は個別に建築主事が判断したかどうかということですね。

処分庁：はい。

委員：2階建てであれ、3階建てであれ、交通上の問題への影響は同じですね。

会長：戸建て住宅なので、基本的には同じですね。

委員：防火上や衛生上、問題があるかですね。

会長：断面図では、3階は廊下の部分が下がっているのですか。

処分庁：北側斜線がかかるので、収納部分をかなり抑えています。

会長：段差があるので、居住性は決して良いとは言えないですね。本件は注文住宅として建てられるのですか。

処分庁：はい、申請者の不動産会社に顧客がいて、その上で申請されています。

委員：衛生上とは、建物自体の問題をいうのか、付近に対する問題をいうのか、建物自体であれば、住み難さは問題になるのでしょうか。

委員：環境として考えれば、付近に対する全体的なことを言うのでしょうか。

会長：ただ、建築基準法の最低限の基準を満たしていないとは言えないと思います。

委員：通路に面して3階建てを建てる場合の条件を定めていると思うので、説明をお願いします。

処分庁：包括同意基準に合致していれば、許可した後に御報告させていただいています。その上にひとつの目安として個別基準を設けております。本件の場合、包括同意基準では2階建て以下となっておりますが、個別基準では3階建てまで建てられるとしており、個別基準に合致するので、審議に諮らせていただいています。

3階建てであれば何でも個別で認めるのではなく、幅員4m以上の通り抜けの通路であることと、防火性能を上げるために、準耐火建築物以上にするのを許可条件としています。また、通路部分を法上の道路とみなした時にかかる、道路斜線等の関係規定に適合することを条件にしており、通風や採光等の敷地環境に対する規制を設けています。その上で、建築審査会で個別に諮り同意をいただけたら、許可をするという制度になっています。

委員：防火地域であれば別として、法上の道路であれば、3階建てであっても、準耐火建築物としなければならないという要件はないですね。

処分庁：はい。3階建てを許可する場合、防火規定は準耐火建築物以上にするということを決めています。

委員：「建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可基準」で定めているのですか。

処分庁：そうです。お配りしている建築基準法関係法令告示集の中に「許可基準の手引き」があり、許可基準を分かりやすくまとめています。こちらに、適用時に建築物が立ち並んでいる幅員4m以上の通り抜けの通路についての基準が書かれています。条件としては、更地新築の場合、用途は専用住宅のみ、3階建ての場合は準耐火建築物以上とすること、これらの場合は個別の審議を諮ることと定めています。

委員：本件の場合、包括同意基準のどれが該当しないのですか。

処分庁：階数です。

委員：許可基準には合致しているのですか。

処分庁：包括同意基準ではなく、個別の許可基準には合致しています。

会長：個別の許可基準には合致しているので、審査会として同意してほしいということですね。

委員：個別の許可基準に該当していても、個別の案件の状況によっては許可しなくてもいいということですね。

会長：そうです。

議案番号【9017】について

委員：空地周辺状況図や公図では国有水路敷きがありますが、この水路は、機能しているのですか。また、この部分は官有地の管理者に対して同意を取る必要は

ないのですか。

処分庁：水路は機能しています。道路の側溝のような形態をしておりますが、暗渠化されています。通路から敷地に入る部分については占用許可を取っています。

空地からは水路部分は除外していますので、同意を取る対象にはしていません。

委員：官有地の管理者等の許可を取っているから問題ないということですか。

処分庁：横断する部分については占用許可を取っています。また、水路を通路の空地として含めるのであれば、含んだ部分も必要となってくると思いますが、空地には含んでいません。水路を含まずに幅員は5 m程あります。

委員：道路の区域ではなく、あくまで通路部分ですので、通路との間に官有地が存在していれば、当然、権原を取っていなければ、そもそも建築できないという話になります。適法に建築物が建てられるためには、官有地であろうが民有地であろうが、その部分の権原は必要です。それが確認できているかどうかを確認したかったのです。

処分庁：空地周辺状況図に水路専用部分を記載しています。この部分については、水路占用許可を取っています。

委員：建築基準条例第3章についてですが、路地状の敷地には学校を建ててはいけないということですか。

処分庁：路地状という敷地上の制約もありますが、それ以外にも特別な規定を条例で付加しています。建築基準法の特殊建築物とは別で、独自に市の条例で特殊建築物の規定を設けています。幼稚園は市の条例において学校に含まれるので、条例上の特殊建築物に該当することから、包括同意基準には合致しません。

委員：条例で学校が特殊建築物として建築できないという理由は何ですか。

処分庁：法43条ただし書許可の通路は道路ではなく、法上の道路と比べて担保性が低いです。条例に規定している、ある程度規模が大きい建築物や不特定多数が集まる建築物である特殊建築物については、道路に接する敷地で建てるのが基本という考え方から、ただし書許可の適用対象とはしないと許可基準で決めています。

ただ、今回の通路のように、道路と同等であり、交通上、安全上、防火上、衛生上支障ないと判断する場合があります。

委員：前回審議した美術館と同じように、用途の問題で、学校であれば規模が大きいので、道路に面して建てるべきという趣旨ですか。

処分庁：学校で規模が大きいだらうということではなくて、特殊建築物というのは不特定多数の方々が利用するという観点です。当然、建築物や敷地の規模が大きくなれば、特殊建築物以外についても利用者が多くなることが想定されるので、建築基準条例の中で規制を設けています。

委員：行政上の待機児童解消の目的と建築基準法の目的は別なので、待機児童解消の必要性が高いことを許可の理由にはできないと思います。建築基準法上の観点から考えるべきだと思います。この幼稚園の収容人員の合計は何名になるのですか。

処分庁：増築部分に関しては40名です。

委員：いざという時に1つしか出入口がないことが気になりますが、出入口は1つしかないのですか。もう1点は、自動車の子供の送り迎えをしたいと思います、自動車を止める場所は考えていますか。

処分庁：配置図を見ていただきますと、通常の出入口は敷地の南端部の車路と記載している部分です。この部分が園内から通路へ繋がっています。

会長：北側の私道には抜けられるのですか。

処分庁：非常時には北側の出入口を利用できます。通常は南側から出入りします。

委員：今回の増築部分は40名ですが、合計は何名ですか。

処分庁：合計の人数は確認できていません。

委員：原則、通路に面して幼稚園は建てられないが、既存の幼稚園があるということが、大きな条件ですか。

処分庁：適用時に同じ用途の建物があったということが大前提です。

委員：適用時の幼稚園の定員から増減はありますか。

処分庁：特に定員の増減の基準は設けていません。

委員：適用時の定員よりかなり増えるのですか。幼稚園は原則通路では認められないが、今回のように、既存から幼稚園の用途であれば認めるということですね。その場合、以前のものよりも、2倍も3倍も増やすということではないですね。既存不適格の建物であれば2割増まで認めるとか、基準では何も決めていないのですか。用途地域であれば2割とかありますよね。

処分庁：用途地域の規制の既存不適格であれば、2割増しと定めていますが、今回の案件は基準では定めていません。

委員：極端に言うと、何倍でもいいのですか。

処分庁：基準上は、そうです。

会長：増築部分の床面積は、既存部分とほぼ同じくらいありますね。

委員：床面積で基準を設けるとか、基準を見直した方がいいのではないですか。

処分庁：基本は、当該地の建ぺい率と容積率に適合していれば認めることとしています。

委員：基本的には新規の幼稚園は認めず、既存のものについては、その継続の中で認めていくというのであれば、今後、一定の歯止めとなる基準が必要ではないかと思います。

委員：個別の許可基準には適合していないということですね。

処分庁：個別の許可基準には適合していません。ただ、法43条ただし書は、平成11年に許可制度になり、審査会の同意が必要となったのですが、審査会に諮るための一定の基準を定めました。先程、包括同意基準と個別の許可基準の話がありましたが、ひとつの許可基準を定めて、その中で定型的なものを、審査会の審査事務の効率化を図るために、包括同意基準として設けました。個別の許可基準にないものを認めないということではなく、各案件の状況を見て、交通上、安全上、防火上、衛生上支障がなければ許可できるというのが、建築基準法や施行規則の規定ですので、今回の計画を審査会に諮らせていただいています。

委員：個別の許可基準には適合しないが、許可したらどうかということですね。
処分庁：そうです。

委員：第1種低層住居専用地域に建てられる建築物に適合していないということですか。

処分庁：いいえ、用途地域の規制には適合しています。第1種低層住居専用地域では、大学は除きますが他の学校は建てられます。

委員：法43条ただし書ではあるが、立派な通路があるので、私は許可してもいいのではないかと思います。ただ、その部分の説明をしっかりとしてほしいです。

処分庁：通路部分を別の方が所有していますので、認定道路にできないかという問い掛けを、申請者の方からさせていただいています。いつまでも法43条ただし書ではなく、認定道路にする条件が整えば道路にできる可能性はあります。

機能的には、道路から道路へ一般車両が通っているような通路です。今回は、特殊建築物といっても、路地状の敷地の奥に建っているのではなく、幅員があり通り抜けている通路に接した敷地に建っています。

委員：通路ではあるが、道路と同等ではないかということですね。

処分庁：実態としては道路と同等です。

委員：京都市から通路部分の所有者に、積極的に声を掛けられたらどうですか。

処分庁：先程言いましたが、本件の相談があった時には、道路化するように通路部分の所有者に働きかけるようにと申請者に言いました。京都市からも声を掛けていきたいと思います。

委員：幼稚園に対して補助をしていたり、待機児童の問題があったりで、いろんな意味では良いと思います。

委員：ほぼ道路と言えるのであれば、良いと思います。

ここで、(8)、(7)、(9)を先に審議又は相談し、(5)、(10)、(6)、(11)を後で報告することとした。

(8) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：西京区1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9015	京都市西京区	(個人)	専用住宅

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

議案番号【9015】について

委員：市街化調整区域であれば、都市計画法の許可が必要だと思います。都市計画の開発部門とは常に打合せをして、建築基準法43条ただし書きの許可をした

時点で、開発部門も許可をするという話になっているのですか。

処分庁：そうです。都市計画法の許可を担当している開発指導課と連携をとっています。それぞれの法律で必要な承諾や同意をいただいた段階で、それぞれ許可を出すという話をしています。

委員：平成21年に許可をしたが、その後建てなかったということですか。

処分庁：現場調査をしたところ、基礎部分まで工事が進んでいました。建築確認は、前回の許可の段階で取られています。今回、計画が変更になるので、建築確認も取り直すことになります。

委員：前はこういった理由で許可していますか。その理由で今回も通用するものであれば、許可するしかないという気がします。

処分庁：基本は、交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないという判断です。

会長：その条件は基本的には変わっていないので、2階建てにしたことによって大きな影響があるとは思いません。手続上、やり直さないといけないという理由の方が大きいのではないのでしょうか。

処分庁：そうです。

(7) 「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（仮称）」について

ア 概要

「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（仮称）」について、事務局から資料の提示及び相談を受けた。

イ 質疑等

委員：市民意見の中の手続についての項目で、手続の時間がかかる、所有者への負担となるという意見があり、行政の迅速化が必要だと思います。現条例では、建築審査会に2回諮ることになっていますが、私は後の1回だけでいいと思います。その点について、もう一度検討されたらどうかと思います。

委員：京都市役所の庁舎も条例の対象になるのですか。

処分庁：条例を活用するかは別として、条例の対象候補ではあります。例えば、登録文化財や景観重要建造物になっているものは対象建築物になりますが、市役所本庁舎は現在これらに指定や登録はされていません。ただ、文化財部局からは、文化財的な価値が十分にある建物だと聞いています。

委員：市の登録文化財等は、原則、条例の対象となるということですか。

処分庁：はい。

委員：市民意見募集の回答が84通ということで、全体の分析結果を示されていますが、文化財の所有者と非所有者、男女別といった集計結果もあればよいと思います。

処分庁：文化財等に指定や登録されているもの以外の対象候補も含めて現在350軒程あり、これらの所有者に対して、別途アンケートを行っています。集計が終わりましたら、改めて御報告させていただこうと思います。

会長：回答の84通に関しては、所有者の意見はどこまでわかるのですか。

処分庁：回答の84通に関しては、建物所有者と判断できるものはありません。市

民意見募集とは別に、今回の条例改正で新たに対象となる非木造の建築物について、対象候補となる建築物の所有者に対してアンケートを送付させていただき、現在集計しています。今後の条例改正についてお知らせするとともに、現在の建物の利用状況や増築等の予定、条例の活用意向等について、アンケートをさせていただきました。

委員：木造建築物の場合は、何件の適用があったのですか。

処分庁：これまでの事例は1件です。

委員：平成24年の4月から、1件ですか。

処分庁：はい。相談は数件ありますが、適用の事例は1件です。

委員：対象とできるのは500軒くらいですか。

処分庁：はい。

委員：所有者が条例を活用すると言った時に許可する制度ですから、どうしても受け身になりますね。

処分庁：もちろん、制度の活用については周知させていただきまします。

委員：木造の適用事例の1件というのは、伏見の建物ですか。

処分庁：はい、龍谷大学です。なお、来月あたりには、個別の案件について御相談をさせていただく予定です。

会長：審査会としてもまだ1件を審査しただけですね。もう少し案件が増えればいろいろな問題が出てくるかと思えます。

委員：当初、条例制定時は、もっと審査する案件が出てくると思っていました。

会長：私は画期的な条例だと思っています。今後、建物のストックを中心とした政策を整備する時に、どういった枠組みをつくるべきかが問われます。条例で定めている保存活用計画は、本来は全ての建築物にあってもいいと思うので、条例の活用事例をモデルにして、保存活用計画の実態をつくっていくことが、ストック対策として前向きな施策になると思えます。

ただ、さじ加減で判断することとなり、情報の公開性や、審査の透明性をどのように考えたらいいか、何件かやってみないとわからないですね。きちんと決めないことが大事だと言いますが、決めない場合にどのようにしたらいいかということは、なかなか難しい問題を含んでいると思います。

前回の審査をされた委員の方で、審査会での審査のやり方について、気が付かれた点はありますか。安全性をどう捉えるか、伝統工法の場合は特に大きな論点になっていると思います。RC造では工法上の論点があるわけではないので、逆にやりやすくなるのかもしれないですね。

委員：龍谷大学の事例では庇が道路にはみ出ていましたね。深く考えない方がいいのかもしれないですね。

委員：龍谷大学の事例は、現在、積極的に上手く利用されているのですか。

処分庁：はい。大学のキャンパスですので、学生の方が利用されていますが、地域の方と連携して朝市をして野菜を販売したりしています。先日の新聞でも活用されている状況が掲載されていました。地域の子供と学生が勉強をしたり、マンドリンククラブが地域の方にミニコンサートをしたりしています。テレビでも放

映されました。

会長：投資した金額が大きいので、それに見合った活動がほしいですね。しかし、どこまで何をしないといけないかという判断が難しいですが、改修費用をもう少し安くして、できる範囲でこのような事例が増えるといいと思います。木造の方は事例が増えるほど難しい話が出てくると思います。審査会で十分に議論できない時には、できる限りいろいろな専門家の意見を聞きながら行うとか、やり方もいろいろ考えなければいけないと思います。

今回の条例改正で、適用対象に非木造を含めると、今後それ以上に広げるということは当分ないのですか。

処分庁：今回の条例改正の後には、課題など整理しながらになると思いますので、少し時がかかるかと思います。

会長：他都市も既に注目をされていますが、事例が出てこないと分かりにくいですね。事例が出てくれば、他都市からの感想や意見も出てくると思いますので、できる限り、前向きに対応していただきたいです。

(9) 建築基準法第42条に基づく新たな道路の指定について

ア 概要

建築基準法第42条に基づく新たな道路の指定について、事務局から資料の提示及び相談を受けた。

(5) 包括同意案件に関する報告

[ア 建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：東山区1件）]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したものを。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1006	京都市東山区下河原町通高台寺門前下河原町476番6	東本建設 株式会社 代表取締役 東本一謙	専用住宅

イ 報告の結果：了承

[イ 特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可

(専用住宅：北区1件、右京区1件)]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したものを。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1010	京都市北区等持院南町66-18	(有) タカコーポレーション (代) 松原幹男	専用住宅
1018	京都市右京区西京極西川町49-6, 49-7	株式会社 嵯峨野不動産 代表取締役 堀越秀郎	専用住宅

イ 報告の結果：了承

(10) 包括同意案件に関する報告

[ア 建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：左京区3件，右京区2件，北区1件，山科区1件，西京区1件，共同住宅：伏見区1件）]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について，建築審査会の包括同意基準に適合していたため，処分庁が許可したものを。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1008	京都市左京区	(個人)	専用住宅
1009	京都市左京区	(個人)	専用住宅
1013	京都市右京区	(個人)	専用住宅
1011	京都市右京区	(個人)	専用住宅
1016	京都市北区	(個人)	専用住宅
1019	京都市伏見区	(個人)	共同住宅
1015	京都市山科区	(個人)	専用住宅
1012	京都市左京区	(個人)	専用住宅
1017	京都市西京区	(個人)	専用住宅

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

報告番号【1017】について

委員：ガレージも申請地になっているということですか。

処分庁：はい。申請地の敷地の範囲内となっています。

報告番号【1009】について

委員：申請者が複数名いて，それぞれ住所が違うものがありますが，どういう理由でこのような申請をされるのですか。当事者ではないのでしょうか。

処分庁：申請の当事者であることは間違いないのですが，現在の住所地が違う場合があります。名字が同じ場合は相続された方々なのではないかと想定されます。

委員：それは特に問題はないのですか。それぞれが権利を持っているということではないのですか。

処分庁：はい。

[イ 特定通路における建築基準法第43条第1項ただし書許可

(専用住宅：右京区1件 共同住宅：左京区1件)]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したものを。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1014	京都市右京区	(個人)	専用住宅
1020	京都市左京区	(個人)	共同住宅

イ 報告の結果：了承

(6) 同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可

(飲食店：東山区1件 その他：伏見区1件 専用住宅：右京区2件)]

ア 議案の概要

前回の建築審査会で同意した、建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
9009	京都市東山区八坂鳥居前東入り円山町616-1, 616-3, 618-1, 618-2	株式会社 本田建設 代表取締役 本田多賀子	飲食店
9006	京都市伏見区深草笹山町15番	伏見神寶神社 宮司 中田幹男	神社(社務所)
9010	京都市右京区鳴滝松本町26-1の一部, 鳴滝音戸山町10-200の一部	丸石商事株式会社 代表取締役 石高百合子	専用住宅
9011	京都市右京区鳴滝松本町26-1の一部, 鳴滝音戸山町10-200の一部	丸石商事株式会社 代表取締役 石高百合子	専用住宅

イ 報告の結果：了承

(11) 同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可

(共同住宅：右京区1件 専用住宅：右京区2件, 中京区1件, 長屋：右京区1件)]

ア 議案の概要

前回の建築審査会で同意した、建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

報告 番号	申請場所	申請者	用途
9007	京都市右京区	(個人)	共同住宅
9008	京都市右京区	(個人)	専用住宅
9012	京都市右京区	(個人)	専用住宅
9013	京都市右京区	(個人)	長屋
9014	京都市中京区	(個人)	専用住宅

イ 報告の結果：了承

7 閉会

京都市建築審査会
会長 高田 光雄